

# 秋田地方最低賃金審議会

## 議 事 録

令和5年度 第3回

令和5年8月7日（月）開催

1 日 時 令和5年8月7日(月) 16時20分～16時53分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嵯峨 宏 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 小玉恵子 後藤正文 佐藤伸幸 佐貫さおり

使用者委員 5名中4名出席

小野秀人 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 立花労働基準部長 佐藤賃金室長

佐々木賃金指導官 後藤賃金係 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)
- (2) 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (3) その他

5 配付資料

資料番号1 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問・申出書)

1-1 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-2 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-3 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-4 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

資料番号2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿(案)

## 6 議事内容

### ○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から令和5年度第3回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計14名の委員がご出席されました。

最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席は、使用者代表委員 境田委員でございます。

それでは、これからの進行は、長岐会長にお願いいたします。

### ○長岐会長

大変長らくお待たせいたしました。

本日審議する議題は、議題1.秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)、議題2.秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)、議題3.その他となっております。

それでは、議題1の「秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について」審議します。

秋田県最低賃金の改定については、本審議会からの付託により、秋田県最低賃金専門部会において本日まで3回の会議を開催し、全会一致を目指して審議を重ねてきたところでありますが、最後まで意見の一致をみることができませんでした。

このため、公益委員で協議し、これまでの各側のご意見と、中央最低賃金審議会の目安答申、各種統計資料等を基に、総合的に判断いたしまして、「公益委員見解」を示し、採決により専門部会の結論としたい旨発議したところ、労使とも了解されたので、公益委員見解の採決を行った結果、賛成5名、反対2名となり、公益委員見解を専門部会の結論として、本審に報告することとなったものであります。

それでは、事務局から専門部会での審議経過等を報告してください。

### ○佐藤賃金室長

専門部会の審議経過についてご報告いたします。

令和5年秋田県地域別最低賃金額改正にあたっては、8月1日、8月4日、本日8月7日と、3回の専門部会を開催し、改正額の根拠等について、それぞれ真摯な議論が展開され、十分審議を尽くしていただいたところであります。

8月1日の第1回専門部会では、部会長に長岐委員、部会長代理に臼木委員を選出いたしました。

部会では、審議会に対して関係労働者から10件の意見書が提出され、参考人として2名を専門部会に招致し、直接意見を聴取いたしました。

この後、労使各代表委員から、それぞれ「最低賃金の改正審議に臨む基本的な考え方」及び金額提示がなされました。

また、これ以降の審議は、率直な意見交換及び意思決定の中立性等を確保するため、運営規程に基づき非公開で、金額審議を行い、公益委員と労使それぞれの委員による個別会議を行い、労使意見の調整を図りました。

8月4日の第2回専門部会では、引き続き個別会議により労使意見の調整を図りつつ、金額審議を行いました。

さらに、本で行われた第3回専門部会でも、個別会議により労使意見の調整を図りつつ、金額審議を行ったところですが、残念ながら労使の合意を得るには至りませんでした。そのため、公益委員見解を示し、採決により専門部会の結論とすることについて、労・使双方から了解を得られたため、「秋田県最低賃金を44円引上げ、897円とする」内容について採決をとったところ、賛成多数により専門部会の結論となりました。

次に専門部会報告を読み上げます。

---

令和5年8月7日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金専門部会

部会長 長 岐 和 行

#### 秋田県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日、秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

---

下記委員のお名前は省略させていただきます。

別 紙 1

#### 秋田県最低賃金

- 1 適用する地域  
秋田県の区域

- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間897円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月1日

---

以上でございます。

○長岐会長

ただ今、事務局から審議経過および専門部会報告について説明がありましたが、質問及び意見はございませんか。

特にないようですので、それでは、専門部会報告に基づき「現行の秋田県最低賃金時間額853円を44円引上げて時間額897円に改定する。」ことを当審議会の答申とすることについて、採決を取りたいと思います。

初めに、専門部会報告の内容を答申することに賛成の方举手願います。

【 賛成 9 名 】

次に、反対の方举手願います。

【 反対 4 名 】

賛成 9 名、反対 4 名であり、賛成多数と認めます。

よって、本審議会は、専門部会報告のとおり、現行の秋田県最低賃金額853円を44円引上げて、時間額897円とすることとします。

それでは、事務局から答申文案を各委員に配付し、読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは答申文案を読み上げます。

---

(案)

令和5年8月7日

秋田労働局長  
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 長岐 和行

秋田県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和5年7月4日付け秋労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

秋田県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
秋田県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間897円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月1日

---

以上でございます。

○長岐会長  
この答申文案でよろしいでしょうか。

○委員多数  
異議なし。

○長岐会長  
それでは、労働局長に答申することとします。

○杉本賃金調査員  
報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここで中断願います。ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくをお願いいたします。

○長岐会長

それでは、ここで労働局長から発言があるそうです。

○山本労働局長

ただ今、秋田地方最低賃金審議会会長から答申をいただきました。委員の皆様におかれましては、本年7月4日に諮問を申し上げて以来、大変お忙しい中、また暑い中、精力的なご審議を賜り答申をいただきましたことに対しお礼申し上げます。

本日いただきました答申は、秋田県内の経済・雇用等の先を見極めたうえ、地域間格差の縮小に配慮した結果と承知しております。今後この答申を尊重いたしまして秋田県最低賃金を決定して参りたいと考えておりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

秋田県は過去最高の引上げ額となりますが、最低賃金の引上げにより多大な影響を受ける企業があることも承知しております。労働局といたしましては改正された最低賃金額は知らないということがないように最低賃金が発効する前に改正される最低賃金額の周知広報等を積極的に行って参りますとともに、業務改善助成金をはじめ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備をしつつ助成制度の活用推進のため周知広報に努めて参ります。

委員の皆様方も引き続き周知広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

○長岐会長

ありがとうございました。

では、今後の発効手続きについて事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

本日の答申を受け、最低賃金法第11条に基づき、答申に対する異議申出の公示

を行います。異議申出の期間は、15日間となっており、期限は8月22日、火曜日とします。その間に異議の申出が提出された場合は、その申出について審議する審議会を開催することとなります。

異議の申出がなされなかった場合は、当該異議の申出公示期間終了後に、官報掲載の手続きを経て発効となります。

また、異議の申出があった場合は、当該異議の申出に関する審議会の意見が提出された後、速やかに最低賃金の改定を行い、官報掲載の手続きを経て発効となります。

官報公示の30日後の10月1日に発効する予定です。以上でございます。

#### ○長岐会長

ただ今の説明について何かありますか。

特にないようですので、次に移ります。議題2は「秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)」となっております。

諮問に至る経緯について事務局から説明してください。

#### ○佐藤賃金室長

特定最低賃金につきましては、非鉄金属製錬・精製業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の4業種について設けられているところです。

この4業種の特定最低賃金については、本年3月末までに改正の申出の意向があり、7月末までに労使から申出書の提出がありました。以上です。

#### ○長岐会長

それでは、局長からご発言をお願いします。

#### ○山本局長

今般、本職に対しまして、秋田県特定最低賃金4件に関わる改正決定の申し出がありましたので、改正決定の必要性につきまして貴会の意見をいただきたく諮問いたします。

ご審議の上、どうか速やかにご答申いただきますようお願いいたします。

#### ○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。



【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。  
それでは会長、引き続きよろしくをお願いいたします。

○長岐会長

それでは局長から諮問がありましたので、内容について事務局は、諮問文を読み上げて下さい。

○佐々木賃金指導官

それでは諮問文を読み上げます。資料1から4になります。

---

秋労発基0807第1号

令和5年8月7日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田労働局長

山本 博之

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定  
の必要性の有無について(諮問)

令和5年7月6日付けをもって基幹労連秋田県本部委員長 伊藤 徹 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

---

続きまして

---

秋労発基0807第2号

令和5年8月7日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田労働局長

山本 博之

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属

装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和5年7月26日付けをもってジェイ・エイ・エム秋田会長 大野 穰 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第3号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

---

続きまして

秋労発基0807第3号

令和5年8月7日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田労働局長

山本 博之

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について(諮問)

令和5年7月24日付けをもって自動車総連秋田地方協議会議長 木村 圭 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第5号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

---

続きまして

秋労発基0807第4号

令和5年8月7日

秋田地方最低賃金審議会

会長 長岐 和行 殿

秋田労働局長

山本 博之

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業  
最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和5年7月24日付けをもって自動車総連秋田地方協議会議長 木村 圭 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第2号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によ

り、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

---

以上です。

○長岐会長

ただ今、局長から4つの特定最賃の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。当審議会においては、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱いに関する覚書」により、必要性の審議は特別小委員会を設置して行なうこととしております。

そこで、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金特別小委員会」の設置について審議します。

事務局から特別小委員会設置の手續について説明してください。

○佐藤賃金室長

特別小委員会の委員につきましては、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会運営要領」の3の規定によりまして、「特別小委員会は、公益を代表とする委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3名をもって構成すること。また各委員は、審議会の議決により会長が、指名する。」となっております。

このため、前もって労使各側からご推薦をいただいた委員と公益委員による名簿案を資料2のとおり作成しておりますので、ご審議をお願いいたします。

○長岐会長

ただ今の事務局からの説明のとおり、特別小委員会の委員について、本案のとおり指名することでご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、各側推薦の名簿案のとおり、指名することとしますので、各委員におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

○長岐会長

議題3のその他ですが、委員の皆さまから何かありますか。

特にないようですが、事務局から審議日程など今後について何かありますか。

○佐藤賃金室長

それでは、事務局から今後の審議日程について提案させていただきます。

8月7日本日の答申を受け、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出があった場合、異議審を8月23日の午前中に開催したいと考えております。また、同日、これに先立ちまして、特別小委員会も開催したいと考えております。いずれも午前中の開催となりますが、開催時間は、特別小委員会が午前10時からとなります。異議審は特別小委員会が終了次第となりますので、午前10時30分頃からの開催予定としております。

異議申出がなかった場合については、異議審を開催する必要はありませんので、その場合には、特別小委員会から特定最低賃金の改正決定の必要性についての報告と改正の必要性ありとの報告の場合は、労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問させていただく予定です。

また、以前からお伝えしておりますが、報道関係者から皆様に照会があった場合には、審議会の概要の部分につきましては事務局が対応することとしたしますのでよろしくお願いいたします。

○長岐会長

審議日程について、何か質問がありますか。

特にないようですので、今日は長時間でありましたが、これをもちまして本審議会を閉会いたします。

なお、引き続き8月23日以降も特定最低賃金や異議審なども含めてよろしくお願いいたします。本日は大変お疲れ様でした。